資料１－１

業界団体のヒアリング結果

海外コンサルティング協会

①不正腐敗防止のために業界団体として行ってきた又は今後行う施策

・04 年、協会内に「コンプライアンス研究会」を立ち上げ、経団連や他の業界から講師を招聘しセミナーを開催。業界内のグッドプラクティスについても紹介。

・05 年、倫理プログラムを作成。会員企業の社長で構成される理事会において、講師を招へいして研修を実施。

・06 年の公益通報者保護法施行に伴い、協会事務局に会員企業向けの通報窓口を設置。

・会員企業 60 社のうち、半数以上は社内セミナー、研究会、行動規範の作成、コンプライアンス室の設置などを実施済み。事業規模の小さい会員企業についても、徹底するよう要請。

②海外で ODA 事業を行うにあたっての課題、及び政府・JICA への要望事項

・国際機関と比較して、円借款のコンサル選定における JICA の関与度合いは低い。例えば、世銀はコンサル選定過程で疑義があれば、随時実施機関に質問している。その点、現在 JICA は、STEP 案件を中心に SAPMAN(調達実施支援調査)を行っているが、今後対象件数（例えば、借款金額の大きな案件)、支援内容（例えば、プロポーザル評価自体についてもスコープに含む）の拡充により、JICA の関与を高めて選定過程の透明性を確保することは望ましい（ただし、途上国政府のオーナーシップとのバランスも必要)。

・コンサル選定過程で疑義が生じた場合、JICA が直接チェックするスキームを構築することは、けん制効果があると考える。

・JICA 事務所において、現地で働くコンサル・ゼネコン業者が（調達に限らず、土地収用や環境配慮などの問題についても）相談できるような体制を整備すると共に、事務所職員（日本人）との意見交換の機会を増やしてほしい。

・円借款の迅速化の促進とコンサル選定における日本側の責任を一層明確化するとの観点から、コンサルタント・サービスを、有償勘定技術支援費などを活用して技術協力事業として実施して欲しい。

・日本政府や JICA に、不正腐敗に係る通報窓口を設置することについては、一定のけん制効果はあると思うが、通報内容の取り扱い、通報企業（個人）の通報による悪影響がないよう特段の配慮が求められる。

「不正腐敗防止策」についてのアンケート結果 （サマリー）

社団法人　海外建設協会
回答: 22 社（24 件）

＜ヒアリングの項目＞

問1　不正腐敗防止のために企業として、どのような取組みをしてきた／しているのか。
♦ 委員会などを設置するなどして「企業行動規範」、「ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ規定」等を制定。 ♦ 定期的な社員教育を実施、セミナー、会議を開催。 ♦ セミナーは、国内のみならず海外でも実施している会社もある。 ♦ 海外へ向けて関係資料や委員会の議事録等を配布。 ♦ 社内会議・通達等により不正競争防止法の周知徹底。
問2　PCI 事件発生後に強化したことはあるのか。
♦ 不安があれば入札参加しない。 ♦ ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ遵守強化、周知徹底。 ♦ 具体事例として研修時などでｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽの更なる徹底を指示。
問3　不正腐敗防止のために企業として、現在直面している課題は何か。
♦ 相手国政府公務員から何らかの要求を受けた場合の対処法について、現実的なガイドラインがあれば有用。 ♦ 相手側政府の間違いや不当な要求を正す組織が存在しないこと。 ♦ 相手国の法律及び条項を遵守するにあたり、明確でない条文の解釈の違いによる手続きミス。 ♦ 不正競争防止法上「行政サービスの円滑化のための小額の支払い」は認められているものの、実際は個別具体的判断であるため、線引きがあいまい。 ♦ 国や地域によるビジネス習慣の違いによる不正腐敗の認識の差。
問4　相手国の不当な要求の経験、またはそれに対する対処方法、大使館・JICA は何か関与したか。
♦ 「経験有り」の回答が 5 割弱ほどあったが、大使館・JICA に関与していただいた事例は多くない。ただし、ほとんどの場合に報告を行っている。 ♦ 税金、通関などに関して不当要求される例が目に付く。 ♦ いずれも金銭的な要求は断っているが、なかには地元への貢献として無償で補修工事を実施した例がある。

問5　不正腐敗防止のために日本政府へ期待することは何か。
♦ 相手国政府に対して、日本の法律をきちんと説明し「不正腐敗防止申し入れ」を徹底していただきたい。 ♦ 問題がある場合には援助額減、援助停止等の、毅然とした対応をとっていただきたい。 ♦ 発注者により近く、利害関係がより薄いJICA、コンサルの指導と協力と、日本政府がより主体的に関与する何らかの仕組みを作って日本企業を保護してもらいたい。 ♦ 日本政府(大使館・JICA)は、プロジェクトの入札評価・工期・支払いなどの遅延の原因として不当な要求がある場合もあるので密なモニターリングをしていただきたい。 ♦ 他国と協調して不正腐敗防止／監視に努めていただきたい。 ♦ 相手国のモラルを高めるような教育／指導／支援を実施していただきたい。 ♦ 罰則規定は無理としても不正腐敗が発覚した場合、有る期間ODA供与を停止するなどの対応も必要ではないか。
問6　不正腐敗情報受付窓口に対する意見（使い勝手、要望事項等）
♦ 窓口の存在が広く伝わっていないので、もっと積極的な広報活動を実施していただきたい。 ♦ 国内窓口は現場から遠いので、大使館内にも現地窓口を設置していただきたい。 ♦ 情報提供者（通報者）が不利益とならないような配慮をお願いしたい。

2009. 7. 23

海建協における不正競争防止に係る取り組み状況

平成９年７月 23 日	「第１回外国公務員贈賄問題検討会（通商産業省開催）」参加
平成９年 10 月 22 日	「第２回外国公務員贈賄問題検討会（通商産業省開催）」参加
平成９年 12 月 10 日	「第３回外国公務員贈賄問題検討会（通商産業省開催）」参加
平成 10 年５月 12 日	「第４回外国公務員贈賄問題検討会（通商産業省開催）」参加
平成 10 年１月 23 日	「外国公務員に対する不正な利益供与に係るヒアリング」の開催（会員）
平成 11 年１月 26 日	「不正競争防止法に関する説明会」の開催（会員）
平成 11 年４月５日	「改正不正競争防止法の趣旨の徹底の説明会」の開催（ODA 委員会）
平成 13 年 12 月 10 日	「不正競争防止法の改正に係る説明会」の開催（会員）
平成 15 年７月 11 日	「不正競争防止法の改正に係るヒアリング」の開催（会員）
平成 15 年 10 月 17 日	「不正競争防止法の改正に係るヒアリング」の開催（会員）
平成 15 年 10 月 27 日	「不正競争防止法の改正に係る資料」を送付（会員）
平成 16 年６月 17 日	「不正競争防止法の改正と外国公務員贈賄防止指針についての説明会」の開催（会員）
平成 19 年６月 11 日	「事業活動の適正化について」文書により要請（会員）----（別紙１）
平成 21 年１月 23 日	「海外事業の適正化について」文書により要請（会員）----（別紙２）

以上

（別紙 1）

平成19年6月11日

海外担当役員 殿

社団法人　海外建設協会
会　　長　竹中統一

事業活動の適正化について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当協会の活動に関しましては、格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、名古屋市発注の地下鉄工事に係る独占禁止法違反事件をはじめとする最近の一連の公共事業をめぐる不祥事の発生を受けて、今般、「建設業界における事業活動の適正化」について、国土交通省から要請を受けた日本建設業団体連合会より、団体会員である当協会に事業活動の適正化の要請がありました。今回の要請は、国内工事に係るものではありますが、当協会としても事態を厳粛に受け止め、海外工事につきましては、これまで会員各社は、進出国の法制度等を遵守した活動を行ってきておりますことは十分承知いたしておりますが、今後その取り組みを徹底・強化していく必要があると考えております。

当協会といたしましては、会員各社が国内の工事と同様に海外の工事におきましても、進出国各国の法律等を遵守し、それぞれの国情を十分考慮したうえで、適切な事業活動を心がけていただきますようお願い申し上げます。

敬具

（別紙２）

海建協20総第0117号
平成21年1月23日

会員各社
海外担当役員　殿

社団法人　海外建設協会
会　　長　竹中統一

海外事業の適正化について

拝啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の活動に関しましては、格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、最近の海外を含めた建設企業をめぐる不祥事は、わが国建設業の社会的信頼を著しく損なうものとなっております。

海外工事につきましては、これまで当協会会員は、進出国の法制度等を遵守した活動を行ってきておりますことは十分承知いたしておりますが、今後その取り組みをさらに徹底、強化していく必要があると考えております。

当協会といたしましては、会員各社が国内の活動と同様に海外の活動におきましても、国内外の法制度等を遵守し、それぞれの国情を十分考慮したうえでの適正な事業活動を行うとともに、さらにコンプライアンスの徹底を図り、社会的信頼に応えていただきますようお願い申し上げます。

敬具